○政治資金適正化委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十二年七月十六日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
三七〇八	二二、七、二	西東みはる
三七〇九	二二、七、二	光井　智章
三七一〇	二二、七、二	池田　文美
三七一一	二二、七、二	椎名　哲士
三七一二	二二、七、二	李　顕史

○法務省告示第三百六十六号

鹿児島県大島郡瀬戸内町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十二年七月十六日

法務大臣　千葉　景子

鹿児島県大島郡東方村大字古仁屋二十四番戸　徳　源太郎

○法務省告示第三百六十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第八条及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二十条の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第二十条の規定による指定の件（平成十三年法務省告示第四百四十九号）の一部を次のように改正する。

この告示は、平成二十二年七月二十日から効力を生ずる。

平成二十二年七月十六日

法務大臣　千葉　景子

「熊本地方法務局御船支局」及び「盛岡地方法務局遠野支局」を削る。

○法務省告示第三百六十八号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、平成二十二年七月二十日から効力を生ずる。

平成二十二年七月十六日

法務大臣　千葉　景子

神戸地方法務局所属　窪田　正彦

○法務省告示第三百六十九号

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十二号）附則第三条第一項の規定により、同項の事務を次のように指定する。

平成二十二年七月十六日

法務大臣　千葉　景子

登記所	事務	指定の効力が生ずる日
秋田地方法務局	共同担保目録及び登記の事務の作成に係る事務	平成二十二年九月六日
秋田地方法務局能代支局	共同担保目録及び登記の事務の作成に係る事務	平成二十二年九月六日
秋田地方法務局本荘支局	共同担保目録及び登記の事務の作成に係る事務	平成二十二年九月六日
秋田地方法務局大館支局	共同担保目録及び登記の事務の作成に係る事務	平成二十二年九月六日
秋田地方法務局横手支局	共同担保目録及び登記の事務の作成に係る事務	平成二十二年九月六日
秋田地方法務局湯沢支局	共同担保目録及び登記の事務の作成に係る事務	平成二十二年九月六日
秋田地方法務局大曲支局	共同担保目録及び登記の事務の作成に係る事務	平成二十二年九月六日
水戸地方法務局	共同担保目録及び登記の事務の作成に係る事務	平成二十二年九月二十七日
水戸地方法務局日立支局	共同担保目録及び登記の事務の作成に係る事務	平成二十二年九月二十七日
水戸地方法務局常陸太田支局	共同担保目録及び登記の事務の作成に係る事務	平成二十二年九月二十七日
水戸地方法務局土浦支局	共同担保目録及び登記の事務の作成に係る事務	平成二十二年九月二十七日
水戸地方法務局つくば出張所	共同担保目録及び登記の事務の作成に係る事務	平成二十二年九月二十七日
水戸地方法務局龍ケ崎出張所	共同担保目録及び登記の事務の作成に係る事務	平成二十二年九月二十七日
水戸地方法務局取手出張所	共同担保目録及び登記の事務の作成に係る事務	平成二十二年九月二十七日
水戸地方法務局鹿嶋支局	共同担保目録及び登記の事務の作成に係る事務	平成二十二年九月二十七日
水戸地方法務局下妻支局	共同担保目録及び登記の事務の作成に係る事務	平成二十二年九月二十七日
水戸地方法務局筑西出張所	共同担保目録及び登記の事務の作成に係る事務	平成二十二年九月二十七日
水戸地方法務局古河出張所	共同担保目録及び登記の事務の作成に係る事務	平成二十二年九月二十七日

附則

この告示は、平成二十二年七月十六日から施行する。

○厚生労働省告示第二百八十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月十六日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表に第10部として次のように加える。

第10部　追用補薬(6)

品名	規格単位	薬価
（ね）		
レナデックス錠4mg	4mg1錠	171.60
レプラミドカプセル5mg	5mg1カプセル	8,861.00

○厚生労働省告示第二百八十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百六十二号）の一部を次のように改正し、平成二十二年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用する。ただし、平成二十一年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十二年七月十六日

厚生労働大臣　長妻　昭

表（項）介護保険制度運営推進費（目）介護保険事業費補助金（認知症対策連携強化事業及び生活・介護支援サポーター養成事業に対するものであって、市町村に係るものに限る。）の項の次に次のように加える。

（項）	（目）	
介護保険制度運営推進費	介護保険事業費補助金（市町村地域包括ケア推進事業に対するものに限る。）	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県

一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理

二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等

三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理

四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知